



● お知らせ ●



大阪市登録調査員を募集しています

大阪市では、国勢調査や経済センサスなどの統計法に基づく基幹統計調査で、統計調査員として活躍していただける方を募集しています。

登録には申請が必要ですので、担当までお問合せください。

問合せ 総務課(統計担当)5階51番
☎6308-9402

大阪市国民健康保険加入者の皆さま
平成27年度保健事業のお知らせです

大阪市国民健康保険では、40歳以上の方(年度内に40歳になる方を含む)を対象に、高血圧症や糖尿病などの生活習慣病の予防や早期発見のために無料で受診できる特定健診を実施しています。対象となる方には、4月末頃に緑色の封筒で「受診券」を送付しています。詳しくは受診券同封の「保健事業のしおり」、または大阪市HPをご覧ください。

その他、30歳以上の方向けの「1日人間ドック」や18歳以上向けの「健康づくり支援事業」なども実施しています。

問合せ

- 特定健診受診券・利用券について
窓口サービス課(保険年金) 4階43番
☎6308-9956
- 健診内容・健診場所について
保健福祉課(健康づくり) 2階22番
☎6308-9882
- その他保健事業について
福祉局生活福祉部
☎6208-9876

介護保険料の軽減

保険料の軽減には申請が必要です。対象者は世帯全員が市民税非課税で、次の1~4すべてに該当する方です(生活保護受給者は除く)。

1. 世帯年収の合計が1人世帯150万円、2人世帯198万円、3人世帯246万円。以降、世帯人員が1人増えるごとに48万円を加算した額。

※年間収入については、遺族年金・障がい年金などあらゆる収入が含まれます。また、介護保険料や介護サービス利用料などを控除することができます。

2. 扶養を受けていない。
3. 活用できる資産を有しない。
4. 介護保険料を滞納していない。

● 申請に必要なもの

介護保険被保険者証、印かん、年金支払通知書(はがき)、源泉徴収票など世帯収入がわかる資料、医療保険証

【継続申請を希望の方】

平成26年度に軽減を受け、今年度も引き続き減額を希望される方は、5月末までに申請が必要です。

問合せ 保健福祉課(介護保険)

3階31番 ☎6308-9859

介護保険の利用者負担割合等の見直し

平成27年度の介護保険制度の改正により、平成27年8月1日から次のとおり変更されます。

1. 利用者負担割合の見直し

65歳以上の被保険者のうち、一定以上の所得のある方は、住宅改修や福祉用具の購入等、介護サービスの利用者負担割合が1割から2割に変更されます。

2. 高額介護(介護予防)サービス費の見直し

同一世帯内に65歳以上の被保険者で現役並み所得者がいる世帯における介護保険高額介護サービス費の上限額が37,200円から44,400円に変更されます。

3. 特定入所者介護(介護予防)サービス費(負担限度額認定)の見直し

施設入所や短期入所の居住費・食費の補助について、世帯を同じくしていない配偶者が住民税課税者である場合は、支給対象外となります。また、資産要件が追加されましたので、申請には、預貯金等の申告が必要となります。

問合せ 保健福祉課(介護保険)

3階31番 ☎6308-9859

ワクチンの予防接種

● 水痘(水ぼうそう)ワクチン

平成26年10月から定期接種となっています。委託医療機関に予約のうえ、接

種してください。

対象者 生後12月から生後36月までのお子さま

接種回数 3か月以上の間隔を空けて2回接種

接種費用 無料

その他 既に水痘にかかったことがある方は対象外となります。任意接種として既に水痘ワクチンの接種を受けたことがある方は、既に接種した回数分の接種を受けたものとみなします。

● 高齢者の肺炎球菌ワクチン

平成26年10月から定期接種となっています。接種を希望される方は、ワクチンの効果や副反応等について十分に理解したうえで医師と相談し、接種をお願いします。

対象者 平成27年度(平成28年3月31日まで)に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳及び100歳となる方。

60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい有する方。

接種回数 1回

接種費用 自己負担額 4,400円 ※生活保護受給者、市民税非課税世帯の方除く

その他 既に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある方は対象外となります。

問合せ 保健福祉課(健康づくり)

2階22番 ☎6308-9882

市税の納期限

軽自動車税の納期限は、6月1日(月)です。障がい者等の方で免除を受ける場合は納期限までに手続きが必要です。

問合せ 梅田市税務所(軽自動車税担当)

☎4797-2954

給与所得等に係る特別徴収税額の決定通知書を送付します

平成27年度の給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定通知書を、5月中旬から事業主(会社等)を通じて、給与所得者の方に送付します。

給与所得者の方の個人市・府民税は、原則事業主(会社等)が毎月の給与から差し引き、大阪市へ納めることとなります。

問合せ 梅田市税務所(個人市民税担当)

☎4797-2953

大阪市総合コールセンター

市の制度や手続き、イベント情報、夜間・休日緊急のご案内などは、大阪市総合コールセンター「なにわコール」まで。
☎4301-7285 ☎6644-4894(8:00~21:00 年中無休) ☎http://www.osaka-city-callcenter.jp/

市政・区政へのご意見はお気軽に

政策企画課
☎6308-9683 ☎6885-0534